

持続可能な地域医療提供体制の構築に向けた診療報酬改定等を求める意見書

物価上昇率や平均賃上げ率が近年に例を見ない水準で推移する一方、医療機関は2年に1度改定される公定価格で運営されており、こうした急激な物価、人件費の上昇に対応できず経営が急激に悪化・逼迫している。

このままでは、設備投資や施設修繕、医療機器の更新もままならないだけでなく、医薬品・材料費等諸経費の高騰や賃金抑制による人材流出などにより、閉院・倒産に至るケースも現実となっており、地域医療の崩壊は目に見える形で進行しつつある。

このような状況を食い止めるためには、補正予算により成立した医療機関への財政支援を早急に実施するとともに、次期診療報酬改定において、物価高騰や賃金上昇などを適切に反映することや、診療報酬制度の抜本的な制度改革を行い、必要な財源を確保した上で、持続可能な地域医療提供体制を構築することが重要である。

よって、国においては、以上の現状を踏まえ、下記の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 極めて逼迫している地域医療の崩壊を食い止めるため、令和7年度補正予算により成立した医療機関への財政支援対策を早急かつ効果的に実施すること。
- 2 令和8年度診療報酬改定において、「骨太の方針2025」で示された社会保障関係費の増額方針を堅持し、物価高騰、賃金上昇及び医療技術革新に対応した大幅なプラス改定を実現すること。
- 3 医療機関が安定した経営体制下で地域医療の向上に専念できるよう、必要な財源を確保した上で、持続可能な診療報酬制度を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(提出先)

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
衆議院議長
参議院議長